

令和7年（行ウ）第13号 湯本地区開発業務委託料返還請求事件（住民訴訟）

原告 長岡裕子

被告 いわき市長 内田広之

訂正申立書

令和7年12月12日

福島地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 広 田 次 男



頭書事件につき、原告は別紙のとおり訴えの変更申立の記載を訂正する。

令和7年（行ウ）第13号 湯本地区開発業務委託料返還請求事件（住民訴訟）

原告 長岡裕子

被告 いわき市長 内田広之

訴えの変更申立

令和7年12月9日

福島地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 広 田 次 男

同 鈴 木 延 枝

同 磯 秀 一 良

同 大 木 裕 生

同 澤 田 智 幸

同 杉 原 悠 記 子

頭書事件について、原告は、訴状訂正申立書記載の請求の趣旨に、以下の請求を予備的に追加する。

第1 追加する請求の趣旨

被告は、内田広之に対し、934万2300円及びこれに対する令和6年4月26日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 請求の原因

- 1 事実関係等については原告の従前の主張を援用する。
- 2 内田広之は、いわき市長在任中に本件業務委託契約の当事者として本件業務委託契約を締結し、本件業務委託契約の業務委託料の支払いとして本件支出命令を行った者である。
- 3 本件支出命令の違法性
 - (1) 本件業務委託契約締結（支出負担行為）の違法性

ア 被告は、支出負担行為である本件業務委託契約を締結するに際し、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない（地自法232条の3）。

そして、地自法234条1項、2項によれば、普通地方公共団体が請負契約を締結する場合は、一般競争入札の方法によるのを原則とし、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法によることができるのは政令で定める場合に限ることとなっており、同法施行令167条の2は随意契約によることができる場合として6項目を定めているが、本件請負契約はそのいずれにも該当しない。したがって、本件業務委託契約の締結は同条に反する。

その詳細は、訴状第2「8 本件業務委託契約が私法上無効であること」で述べたとおりである。

イ また、原告第1準備書面で述べたとおり、本件業務委託契約のうち、業務内容(1)(2)についてはいわき市職員が自ら行うべきであり、民間企業であるふらゆもりに業務委託を行うべきでなかったのであるから、その点も財務会計法規（地自法2条14項、地方財政法4条1項）に反するものである。

ウ 上記ア・イからすると、本件業務委託契約は、裁量権を著しく逸脱・濫用してなされたものであり、私法上無効であるといえる。

エ 仮に、無効とまでは評価できない場合でも、見積書（甲4）の記載等からすれば、本件業務契約の内容自体が著しく合理性を欠いており、予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵が存在すると評価できる。

そして、このような合理性のない見積書を作成しているのはふらゆもり自身であり、ふらゆもり自身が本件業務委託契約の業務を行う能力を有していないことを認めている状況にある（甲13）ことからすれば、いわき市からふらゆもりに対して働きかけを行えば、本件業務委託契約を解消することに応じる蓋然性が高かったものと解される。

（2）解除権が発生している状況であったこと

ア 本件業務委託の契約書（甲1）第11条(4)には、解除事由として「この契約に違反し、その違反によって契約の目標を達することができないと甲が認めるとき」との定めがある。

この点、訴状第2「9解除権が発生しうる状況にあったにもかかわらず漫然と支出命令を行ったこと」で述べたとおり、本件業務委託契約の業務(1)(2)については、再開発事業を進めるにあたって重要な業務であったにもかかわらず、ふらゆもりの行った業務

は不十分であった。

いわき市自身も随意契約を行った理由として『「共同利用エリア」に関わる既存店及び新規出店の事業者や地域の方々と対話を行いながら「共同利用エリア」の配置場所や土地利用計画、共同店舗のモデルプラン等を立案するもの』であり、『特に「共同利用エリア」の配置場所の合意形成は、土地区画整理事業の進捗に著しく影響を及ぼすこととなるため、円滑な合意形成は必須』と述べるとおり（甲5）、再開発事業においては、その前提として地元住民その他の関係者の意向を十分に踏まえて行われることが必須である。

しかし、本件においては、事業対象区域の既存店の意向を十分に聴取されないまま、それを前提に基本方針や事業スキームの検討等の業務（甲3・「4業務内容」(3)～(5)の業務）が行われたこととなる。

そうであるとすれば、ふらゆもりの行った業務は、全体として対象地域の既存店の意向を踏まえずに行われたものであって、「契約の目標を達成することができない」場合に該当する。

したがって、被告は、本件契約に基づき解除権を有する状態であった。

イ また、訴状第2「9解除権が発生しうる状況にあったにもかかわらず漫然と支出命令を行ったこと」で述べたとおり、本件業務委託契約の業務(1)(2)については、再開発事業を進めるにあたって重要な業務であったにもかかわらず、ふらゆもりの行った業務は不十分であった。

担当者は、ふらゆもりに対して追加で勉強会を行うよう履行請求を行い、それがなされなければ解除すべきであった。

それにもかかわらず、被告は一部解除等を行うことなく漫然と支出命令を行ったのであるから、民法415条に基づく解除権が発生している状況にあった。

- (3) 以上のとおり、被告は、解除権を行使することが出来たのであるから、本件支出命令をすべきではなかったにもかかわらず、漫然とこれを行ったものである。

4 損害

本件業務委託契約は、違法であって私法上無効と評価され、または解除権が発生している状況にあり、契約締結自体行うべきでなかったのであるから、本件業務契約の業務委託料934万2300円全額がいわき市に生じた損害となる。

5 まとめ

被告は違法な本件業務委託契約を締結してはならず、さらに違法な本件支出命令を行ってはならなかったものであるにもかかわらず、本件支出命令を行っていわき市に損害を与えたいわき市長である内田広之に対し、不法行為に基づく934万2300円の損害賠償請求権を有することになる。

よって、原告は、地自法242条の2第1項第4号に基づき、請求の趣旨記載の金員の支払いを求める。

以 上